

令和6年度東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金募集要領

市民や事業者の皆さんからの寄附、募金、ふるさと東大阪応援寄附金（ふるさと納税）等を積み立てる東大阪市豊かな環境創造基金を活用して、環境教育の振興、環境啓発、改善活動を行う団体等へ活動費用を補助します。

1. 補助金の目的

地域で活躍する各種団体等の自発的な活動を促進するために補助金を交付し、地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他の豊かな環境を創造することを目的とします。

2. 補助対象者

補助金申請の資格を有する者は、次のとおりとします。

【補助対象者】

①	市内に所在する学校教育法に基づく学校園、児童福祉法に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園又はこれらと協働事業を行う団体等（以下「学校園等」という。）
②	本市域内に活動拠点を有し、構成員の過半数が市内に居住、勤務、在学する者で組織する団体（以下「市民団体」という。）
③	市内に事業所を有する事業者、業界等で組織する団体（以下「事業者団体」という。）
④	市民、事業者、行政のうち二者又は三者が共同で組織する団体（以下「共同組織団体」という。）

※②～④については、加えて当該団体の規約等を文書で定めており、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体が対象となります。

なお、同一団体が同一年度内に2件以上申請することはできません。次年度以降に新たな事業を申請することはできますが、その場合、初めてこの補助金を申請する団体の場合と審査基準が異なります。

【事業実施主体例】

- ① 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校
上記学校園等とPTA等の協働組織
- ② 環境活動団体等の市民団体
- ③ 複数の事業者により組織された事業者団体
- ④ 市民、事業者、行政による共同組織団体

なお、個人や企業は補助対象外です。

3. 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業は次のとおりとします。

【補助対象事業】

①	環境に関する教育及び学習の振興を目的とし、学校園等が直接又は保護者や地域住民等と協働で実施する原則として独創性のある単年度又は継続的な事業
②	環境に関する啓発活動及び改善活動の促進を目的とし、市民団体、事業者団体、共同組織団体又は複数の団体が協働で実施する事業で、原則として公共性があり、かつ、独創性のある単年度又は継続的な事業

ただし、次に掲げる事業は対象としません。

- 市内で企画、実施しない事業
- 毎年 3 月 31 日までに完了しない事業
- 会員の親睦を主な目的として実施する事業
- 営利を目的とした事業
- 宗教的又は政治的活動に関連する事業
- 法令に違反した事業
- 他の補助金等を受けている又は受ける予定のある事業
- 暴力団や暴力団密接関係者が実施する事業

なお、事業の実施にあたっては、当該基金活用事業を広く周知するため、基金活用事業である旨を施設や設備、あるいは、チラシやパンフレット等に明記してください。

【例】

『この設備は、「東大阪市豊かな環境創造基金」からの補助を受け設置しています。』

『この事業は、「東大阪市豊かな環境創造基金」からの補助を受けています。』

『東大阪市豊かな環境創造基金活用事業』

【事業内容例】

- ① 学校園でのグリーンカーテンによる環境教育
保育所での園庭の芝生化
- ② 環境保全の啓発
河川の清掃活動

などの非営利活動で、上記以外にも様々な事業が考えられます。

4. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりとします。

【補助対象経費】

工事費	事業に必要な工事費及びそれに付帯する費用
報償費	講師やアドバイザーへの謝金
需用費	印刷、発送、記録や備品、消耗品購入に要する費用
使用料	会場使用料、活動に必要とする機器、器材の借上料
その他	市長が必要と認める経費

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- 申請期間以外の活動に関する経費
- 当該団体の構成員の人件費
- 飲食に係る食糧費関係
- 移動にかかる交通費
- 領収証書等がなく用途が不明なもの
- その他、市長が適当でないとする経費

5. 補助回数及び金額

補助金の申請回数及び金額は、補助対象事業により次のとおりとします。なお、今年度の予算額は 210 万円です。

【補助金額】

①	同一事業又はこれに類する事業については、原則 1 施設 1 回限り。ただし発展性のある継続的な事業については 3 回までとし、1 回の申請につき上限 30 万円
②	同一団体の同一事業又はこれに類する事業については、原則 1 回限り。ただし発展性のある継続的な事業については 3 回までとし、1 回の申請につき上限 30 万円

※上記①、②は「3. 補助対象事業」の番号と対応

【発展性のある事業例】

- 1 年目 休耕田に菜の花を栽培し、自然環境の保全に努める。
- 2 年目 菜の花から搾取した菜種油を給食として利用するとともに、油かすを肥料とした野菜を児童・生徒とともに栽培するなど、資源の循環と地産地消の教育をする
- 3 年目 菜種油の廃食油から B D F (バイオディーゼル) を生産するなど、新たな活用方法を検討する。

6. 補助対象となる事業の実施期間

単年度事業の場合は、令和7年3月31日（月）までに実施・完了する事業とします。
複数年度かけて行う事業については、事業内容・計画に基づき今年度実施する部分が、
令和7年3月31日（月）までに実施・完了する事業とします。

（募集時に既に取り組んでいる事業も対象となりますが、補助金の交付については、確約するものではありません。）

7. 募集期間及び申請書類提出先

(1) 募集期間

令和6年4月1日（月）～5月24日（金）

時間：9:00～17:30 ※ただし、土、日曜日および祝日は除きます。

なお、応募事業の経費が予算額に満たない場合は、追加募集をすることがあります。

(2) 提出方法

提出の際には、記載内容等の確認等をいたしますので、必ず事前にご連絡のうえ、
環境企画課まで持参してください。

(3) 提出先

東大阪市荒本北一丁目1番1号 市役所本庁舎 15階 環境部 環境企画課

8. 提出書類

提出していただく書類は、次のとおりとします。

【提出書類】

申請書	東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請書（様式第1）
添付書類	事業概要（別紙1） 事業経費明細書（別紙2） 団体の概要（別紙3） 暴力団員等の排除に関する誓約書兼暴力団員等調査同意書（別紙4） 事業経費のうち1点が2万円を超えるものは見積書の写し（2社以上からの合見積） 団体の規約や会則、会員名簿 団体の活動実績がわかるもの プレゼンテーション審査にて使用するパワーポイント資料 ※USB等に保存し、ご持参ください。 その他（図面等、事業内容の分かるもの）

※申請様式及び別紙は、東大阪市環境部環境企画課のウェブサイトに掲載しておりますので、ご活用ください。

※会員名簿について、役員と一般会員との区分、氏名、フリガナ、住所、生年月日、性別が分かるものを提出してください。

※提出書類は、補助の適否を決定する審査資料になりますので、内容は詳細かつ分かりやすく記載してください。

9. 審査方法

申請案件は、東大阪市環境審議会基金審査部会で審査します。

申請書類を提出していただいた団体は、書類審査及び次のとおり事業内容をプレゼンテーション形式で発表していただきます。

なお、プレゼンテーションは一般公開で実施し、プレゼンテーションに欠席した場合は、不採択となります。

日時 令和6年6月8日（土） 午前10時から

場所 市役所本庁舎 18階大会議室

方法 各団体5分程度で発表していただきます。

発表時間の希望等是对应いたしかねますのでご了承ください。

補助金の申請書類と一緒に、プレゼンテーション審査にて使用するパワーポイントデータもあわせてご提出をお願いいたします。

10. 審査基準

申請書類及びプレゼンテーションをもとに、環境への影響、事業効果（費用対効果・事業継続性）、独創性、公益性、アピール性、プレゼンテーションの内容について審査します。

また、過去に本補助金を受けたことのある団体が申請する際には、同一事業であれば事業の発展性、別事業であれば過去の事業との関連付け、相乗効果が期待できるか、という視点からも審査します。

11. 補助金の交付決定

基金審査部会での審査結果に基づき市長が交付決定します。

なお、申請内容により、事業が不採択となる場合や補助金額を減額する場合があります。

12. 事業実施報告

事業が終了次第、事業による具体的な効果を評価、考察したうえで、次の書類を提出していただきます。

なお、事業報告がない場合は、補助金を返還していただきます。

【提出書類】

報告書	東大阪市豊かな環境創造基金活用事業終了報告書（様式第8）
添付書類	事業実績報告書（別紙5） 事業経費明細報告書（別紙6） 本要領に参考様式として掲載している領収証書確認票又はこれに準じたもの

13. 成果発表会

事業完了後には、各団体による活動の成果をまとめた資料をパワーポイント形式にてご提出いただいた上で、成果発表会を4月ごろに実施します。なお、成果発表会を欠席した場合は、交付済みの補助金を返還していただくことがあります。

14. 環境活動団体交流会等への参加

補助団体については、環境活動団体交流会(※)に参加していただく場合がございます。

※環境活動団体交流会とは、地域における環境活動の情報共有を図り、協働・連携を促進するものです。

また、市の環境に関する取り組みに参加をしていただきます。

15. 実施内容の公開

各種団体の活動の促進を図るため、補助対象者、補助金額、活動内容や活動の様子がわかる写真やデータ等を東大阪市ウェブサイト等に掲載、チラシ等での広報活動に活用させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

16. 問合せ先

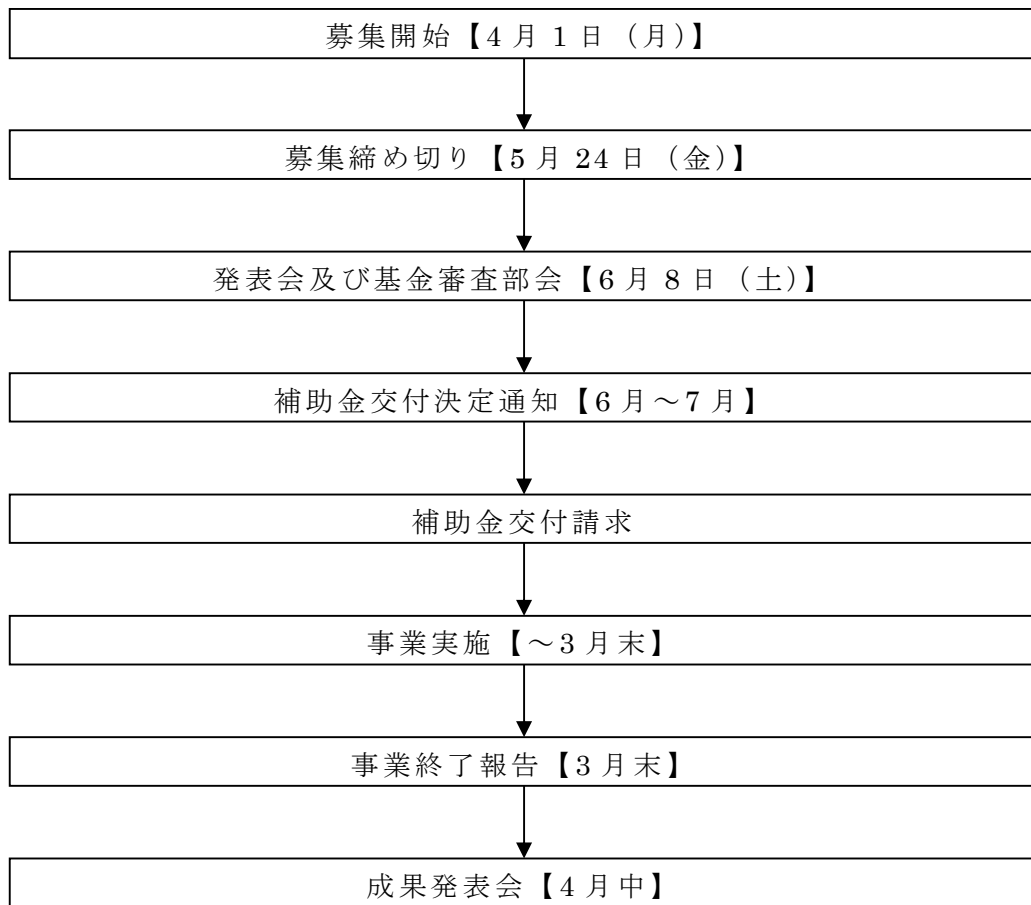
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL06-4309-3198 FAX: 06-4309-3829

E-mail: kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

事業スケジュール



(参考様式)

領収証書確認票

対象経費	科目	金額	内容
(領収証書)			

対象経費	科目	金額	内容
(領収証書)			

※欄が不足する場合は、このページをコピーしてください。